

居宅介護支援 重要事項説明書

1 事業者（法人）の概要

名称・法人種別	医療法人 睦会
代表者名	理事長 西本 雅彦
所在地・連絡先	(所在地) 〒621-0854 亀岡市下矢田町君塚 8 番地 (電話) 0771-23-1231 (FAX) 0771-24-5622

2 事業所の概要

（1）事業所名称及び事業所番号

事業所名	医療法人 睦会 ムツミ老人介護支援センター
所在地・連絡先	(所在地) 〒621-0854 亀岡市下矢田町君塚 8 番地 (電話) 0771-29-0100 (FAX) 0771-29-0101
事業所番号	2611600558
管理者の氏名	今西 美津子

（2）事業所の職員体制

従業者の職種	人数 (人)	区分			
		常勤(人)		非常勤(人)	
		専従	兼務	専従	兼務
管理者 (介護支援専門員兼務)	1		1		
介護支援専門員	2	2			
事務職員等					

(3) 通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域	亀岡市全域
------------	-------

※ 上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

(4) 営業日・営業時間等

営業日	平 日	土曜日
営業時間	9：00～17：00	9：00～17：00

※ 営業しない日： 日曜日・国民の祝日・12月30日～1月3日

※ 17時以降は携帯電話へ転送されますので、電話にて対応させていただきます。

3 費 用

要介護認定を受けられた方は、居宅介護支援については、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

なお、介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者に直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、利用者様は1か月につき料金表の利用料金全額をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えに領収証を発行します。また、還付に必要なサービス提供証明書を発行します。

【料 金 表】

■居宅介護支援（地域区分 1単位： 10.42 円）

区 分		サービス 単位
居宅介護	要介護1・2	1, 086 単位
支援費(I-i)	要介護3・4・5	1, 411 単位
居宅介護 支援費		
居宅介護 支援費		

※介護保険法に準じる。

■交通費

通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。

4 サービス内容に関する苦情等相談窓口

(1) 苦情等相談窓口について

提供したサービス内容等について、相談や苦情を受け付けるための窓口を下表のとおり設置します。

当事業所 相談窓口	窓口責任者 管理者 受付時間 9：00～17：00 連絡先 電話 0771-29-0100 FAX 0771-29-0101 面接（当事業所相談室） 苦情箱 当センター内に設置
亀岡市高齢福祉課	受付時間：月曜日～金曜日 8：30～17：15 電話番号：0771-25-5182
京都府国民健康保険団体連合会	受付時間：月曜日～金曜日 9：00～17：00 電話番号：075-354-9090

(2) 苦情処理の体制及び手順について

相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順はセンター設置するマニュアルに添って対応していきます。

5 緊急時等における対応方法

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかに利用者様の主治医、救急隊、緊急時連絡先（ご家族等）、居宅サービス計画（介護予防支援計画）を作成した居宅介護支援事業者等へ連絡をするなどの必要な措置を講じます。

■緊急時等連絡先

緊急時連絡先 (家族等)	氏名（綱柄）	()
	住 所	
	電話番号 (携帯電話)	

主治医	病院（診療所）名	
	所在地	
	氏 名	
	電話番号	

6 支援センターの居宅介護支援の特徴等

(事業の目的)

第1条 利用者様が居宅において、自らの意志による選択のもとに、自立した生活がおくれるよう支援するとともに、要介護・要支援状態の軽減と悪化防止を図ることを目的とします。

(運営の方針)

第2条 事業は、次の点に配慮して行います。

- (1) 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供にあたっては、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行います。
- (2) 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、亀岡市、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、指定特定相談支援事業者等との連携に努めます。
- (3) 利用者が要介護状態になった場合においても、可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して、身体介護その他の生活全般にわたる援助を行います。
- (4) 利用者の心身の状況、そのおかれている環境等に応じて、利用者の選択に基いて適切な保険医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業所から、総合的かつ効果的に提供されるよう配慮します。
- (5) 地域包括支援センターから求めがあった場合には、地域ケア会議に参加し、または地域包括支援センターの行う包括的支援事業その他の事業に協力します。
- (6) サービスの提供に当たっては、要介護者等の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に努め、主治の医師等及び医療サービスとの連携に十分配慮して行います。要介護状態が改善し要介護認定が要支援認定となった場合、居宅介護支援事業者は地域包括支援センターに必要な情報提供を行うなどの措置を行います。
- (7) 指定居宅支援事業者は、非常災害等の発生の際にその事業を継続することができるよう、他の社会福祉施設と連携し、及び協力することができる体制を構築するよう努めます。
- (8) 利用者の要介護認定等に係る申請に対して、利用者の意思をふまえ、必要な協力を行います。また、要介護認定の申請がおこなわれているか否かを確認し、その支援も行います。
- (9) 「亀岡市指定居宅介護支援等の人員及び運営に関する基準等を定める条例」
(平成30年亀岡市条例第19号)に定める内容を遵守し、事業を実施するものとします。

(居宅介護支援の提供方法)

第3条

ムツミ老人介護支援センターの事業の提供方法及び内容は以下のとおりとする。

- (1) 事業所の介護支援専門員は、身分を証する書類を携行し、初回訪問または利用者若しくはその家族から求められたときは、これを提示します。
- (2) 指定居宅介護支援の提供を求められたときには利用者の被保険者証により被保険者資格、要介護認定の有無、認定区分及び要介護認定の有効期間等を確かめる。
- (3) 要介護認定等の申請が行われているか確認し、行われていない場合は被保険者の意思も踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。
- (4) サービス事業所の選択に当たっては利用者若しくはその家族の自由な選択を尊重し、複数の事業所の紹介を求めることが可能であることや、当該事業所を計画に位置付けた理由を求めることが可能であることを説明し、理解を得て署名による同意を得るものとします。その際、利用者等の選択を求めることなく最初から同一の事業主体に偏った計画原案を提示することは行いません。
- (5) 予め、利用者等に対し、利用者が病院若しくは診療所（以下「医療機関」という）に入院する必要が生じた場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を医療機関等に対し伝えるよう依頼させていただきます。
- (6) 事業所は、以下のいずれかに該当する正当な理由がない場合、サービスの提供を拒否致しません。
 - ①当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合
 - ②利用申込者の居住地が当該事業所の通常の実施地域外である場合
 - ③利用申込者が他の指定居宅介護支援事業者にも併せて指定居宅介護支援の依頼を行っていることが明らかな場合
- (7) 利用者の相談を受ける場所：センターの相談室・利用者宅・電話
- (8) 利用する課題分析表の種類：全国社会福祉協議会方式
- (9) (居宅介護支援の具体的取扱方針)

居宅介護支援の具体的取扱方針は次のとおりとします。

 - ①介護支援専門員は、利用者及びその家族と面接し支援するうえで解決しなければならない課題を分析し、利用者、家族が指定した場所においてサービスの希望並びに利用者について把握された課題に基づき、当該地域における介護給付等の対象サービスを提供される体制を勘案して、提供されるサービスの目標、達成時期、サービスを提供するまでの留意点を盛り込んだ居宅介護サービス計画の原案を作成する。
 - ②利用者等が、訪問看護、通所リハビリテーション等医療系サービスを希望している場合やその他必要な場合は、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という）の意見を求める。この場合において居宅サービス計画を作成した際には当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付する。医療系サービスについては主治の医師等の指示がある場合においてのみ居宅サービス計画に位置づける。この場合、意見を求めた主治の医師等から留意点等が示された場合は、当該留意点を尊重して計画の作成を行います。

- ③利用者（末期の悪性腫瘍の患者に限る）の心身の状況等により主治の医師等の意見を勘案して必要と認める場合そのほかのやむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。
- ④支援については主治の医師等の助言を得たうえで、状態変化を想定し、今後必要となるサービス等の支援の方向性を確認し計画作成を行い、在宅を訪問し、状態の変化やサービスの変更の必要性を把握します。
- ⑤居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める生活援助中心型の訪問介護を位置づける場合は、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等に十分留意しつつ、その必要性や特段の理由について計画に記載するとともに、亀岡市に届出を行います。
- ⑥介護支援専門員の居宅訪問頻度
訪問頻度は最低1カ月に一回は、利用者の居宅を訪問し、利用者の面接を行い、課題の把握、居宅サービス計画作成後の実施状況の把握を行い結果を記録します。又、連絡調整が必要な都度、随時訪問させていただきます。
- ⑦居宅サービス計画の原案作成
- ⑧サービス担当者会議の開催場所：センターの相談室・利用者宅等
- ⑨サービス担当者会議の開催
居宅サービス計画原案を作成した場合は 原則としてサービス担当者会議を開催し、情報を共有するとともに、担当者から専門的な見地からの意見を求めるものとします。
- ⑩居宅サービス計画の説明、同意及び交付
介護支援専門員は、利用者又はその家族等に対し、居宅サービス計画に位置付けたサービスの種類、内容、費用等について説明し、文書により利用者の同意を得、当該居宅サービス計画を交付します。
- ⑪サービスの実施状況の継続的な把握、評価
介護支援専門員は、居宅サービス計画作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画の実施状況の把握及び利用者の課題把握を行います。また、居宅サービス事業所等から利用者に係る情報の提供を受けたときやその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他利用者の心身又は生活状況に係る情報と認めるものを、利用者の同意を得て、主治の医師もしくは歯科医師、または薬剤師に提供するものとします。

（解約料）

第4条 お客様は、いつでも解約することができ、一切料金はかかりません。

（サービス利用のために）

第5条

- (1) 担当する介護支援専門員の変更を希望される方はお申し出ください。
- (2) 契約後、居宅サービス計画作成段階途中でご利用者のご都合により解約した場合の解約料は一切かかりません。

(安全管理対策)

第6条 事業所は施設内に安全管理委員会を設置し、サービス提供時の事故防止に努めます。

万一、事故発生時はマニュアルに基づきすみやかに対策を講じます。

(事故発生時の対応)

第7条

- (1) 事業者のサービス提供にあたり、万一事故が発生した場合は、速やかに主治医に連絡等の必要な措置を講ずると共に、ご家族へ連絡を行います。
- (2) 事業者が提供するサービスにおいて、利用者の生命、身体、財産等を傷つけた場合には、その責任の範囲において利用者に対してその損害を賠償します。
- (3) 事故の内容に関わらず、亀岡市の行政機関へ報告を行います。

(虐待防止のための措置)

第8条 指定居宅介護支援事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止等のため、管理者を責任者とし必要な体制の整備を行うとともに、その従事者に対し、研修をする等の措置を講じるよう務める。

(ハラスマントについて)

第9条 指定居宅介護事業所は、適切な介護支援を提供する観点から職場などにおいて職員間やご利用者その家族などから行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、職員の就業関係が害されることを防止するための措置を講じています。

(事業継続計画等について)

第10条 指定居宅介護支援事業所は、業務継続計画（B C P）の策定等にあたっては感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。また定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて、業務継続計画の変更を行うよう努めます。

(衛生管理)

第11条 感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対策指針等を作成し掲示を行う。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努める。

(身体的拘束の防止)

第12条 利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束を行う場合にはその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することを義務付ける。

(成年後見度の活用支援)

第13条 指定居宅介護支援事業者は、必要に応じ、利用者が成年後見制度を活用することができるよう支援します。

(個人情報の保護)

- 第 14 条 (1) 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン（平成 29 年 4 月）を遵守し適切な取り扱いに努めます。
- (2) 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得るものとする。

(秘密の保持)

第 15 条

- (1) 従業者は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。
- (2) 従業者であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

(従業者の研修)

第 16 条 事業所は、従業者に対し、常に必要な知識の習得及び能力の向上を図る為の研修（外部における研修受講を含む。）を実施していきます。

(その他)

第 17 条 センターは社会的使命を充分認識し、利用者の意向を踏まえ、他のサービス事業所及び施設、市町村等と連携を密にし、利用者の必要な援助を行います。

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

<事業者>

所在地 京都府亀岡市下矢田町君塚8番地

名 称 医療法人 瞳会

理事長 西本 雅彦 印

説明者 所 属 ムツミ老人介護支援センター

氏 名 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受け理解しました。

①私は、利用可能な複数の事業所の紹介を受けられることや、計画書に位置付けられた事業所の紹介を受けた場合は、その理由の説明を求めることが出来ることについての説明を受けました。

②もし私が入院した場合、入院先医療機関に担当介護支援専門員の氏名と事業所の連絡先を報告します。

③私の口腔に関する状況・服薬状況等について介護支専門員が把握した事を主治医・歯科医師・薬剤師に適宜、情報伝達を行うことについて了解しました。

同意年月日 年 月 日

<利用者>

住 所

氏 名 印

<家族>

住 所

氏 名 印

当法人の概要

名称・法人種別	医療法人 睦会
代表者役職・氏名	理事長 西本 雅彦
法人所在地	京都府亀岡市下矢田町君塚 8番地
法人の運営する事業	ムツミ病院介護医療院 ムツミ病院介護医療院短期入所療養介護 ムツミ病院デイサービス 亀岡市南部地域包括支援センター ムツミ老人介護支援センター居宅介護支援事業所

<平成 20 年 4 月 1 日改訂>

<平成 23 年 4 月 1 日改訂>

<平成 24 年 4 月 1 日改訂>

<平成 26 年 4 月 1 日改訂>

<平成 27 年 4 月 1 日改訂>

<平成 29 年 3 月 1 日改訂>

<平成 30 年 4 月 1 日改訂>

<平成 30 年 7 月 1 日改訂>

<令和元年 10 月 1 日改訂>

<令和 3 年 4 月 1 日改訂>

<令和 3 年 10 月 1 日改訂>

<令和 4 年 4 月 1 日改訂>

<令和 5 年 6 月 1 日改訂>

<令和 5 年 8 月 1 日改訂>

<令和 5 年 11 月 16 日改訂>

<令和 6 年 4 月 1 日改訂>

<令和 6 年 10 月 1 日改訂>

<令和 7 年 6 月 1 日改訂>